

学校再開に向けた段階的な対応

特別支援学校

月	日	曜	段階的対応			
5	11	月	◆登校日を設定することができる 地域や学校の状況を踏まえ、感染予防に最大限配慮したうえで、段階的に必要な登校日を設定することができることとする。 (「段階的に」とは、週あたりの回数や1日あたりの時間数を、状況を見ながら徐々に増やしていくことを表しています。) ☆特別支援学校 5月8日付通知済 学校の所在する地域の感染状況や児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえ、学校医や隣接する病院・施設等の関係者と相談の上、学校の事情に応じて登校日を分散させて段階的に設定していくこととする。 ・週あたり1回の登校日から開始し、状況を見ながら段階的に週2・3回設定に増やしていく。 ・高等養護学校は、併設されている高等学校に準じて設定。 ・盲学校や聾話学校、特別支援学校高等部分教室の生徒(チャーターバスを利用している生徒を含む)、特別支援学校の自主通学生徒は時差登校の工夫。 ・スクールバスを運行している特別支援学校では、時差登校が困難であることや、スクールバス内および教室や学習室等の空間に余裕を持たせて、3密を避ける必要があることから、学校の規模に応じた分散登校を工夫。		休業期間	
	31	日				
月	日	曜	知肢併置特別支援学校【8校】	高等養護学校【3校】	視覚・聴覚・病弱特別支援学校【4校】	
6	1	月	◆授業を開始する<分散登校、時差登校を行い、授業を行う>			再開期 I
	2	火	★感染リスクの高い医療的ケアの必要な児童生徒等や基礎疾患を有する児童生徒等が在籍することを踏まえ、再開に向けて一層慎重に対応する必要があることから、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえて分散登校から再開していく。 ・給食については、準備が整ったところから開始。	★併設の高等学校の対応に準じて再開していく。	★学校医や併設の病院や施設等の関係者と相談の上、児童生徒等の障害の実態に応じて再開していく。	
	3	水				
	4	木				
	5	金				
	6	土				
	7	日				
	8日(月)以降					◆通常授業を行う<全員登校を行う> ・スクールバスを各校1台増車。 ・スクールバス内の「密接・密集・密閉」を可能な限り避けるために、保護者送迎の協力を求める。 ・医療的ケア児や基礎疾患のある児童生徒等の登校については、保護者に主治医の判断を依頼した上で、学校医・医療的ケア指導医と相談し、登校方法や指導内容について特段の配慮。